

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：14401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22021

研究課題名(和文)近世中後期における幕領配置の構造

研究課題名(英文)The System of Allotment of Chigyo by the Edo Shogunate in Mid to Late Edo Period

研究代表者

尾崎 真理(Ozaki, Mari)

大阪大学・適塾記念センター・特任助教

研究者番号：60887967

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：近世中後期における所領替の審議過程および知行割規則を検討した。制度の複雑さや機密性の高さ、史料的制約により、一見無規則にみえた知行割は、将軍や幕府役人の個人的判断や好みによる無原則的審査ではなく、規則に従い、幕府役人の厳格な審査に基づいて実施されていたことが明らかになった。また宛行地選定において有力な判断材料になっていた私領渡差障調(幕領に私領渡をしても差し障りがなければ下問)について、制度の創始期である享保改革期の状況から、幕領への優良地確保が主たる目的であったことも明らかにした。一方で、幕藩交渉の中で、その制度が骨抜きにされ、結果的に幕府に不利な所領替を行わざるを得なかった状況もあった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、私領渡差障調の実施目的や運用実態の分析から、近世中後期における幕府の所領配置構造を明らかにした。領主制の根幹である知行割権は、公儀大権として、その専権に属するものと評価されてきたが、知行割過程にまで遡ると、それは将軍や幕府役人の恣意によるものではなかった。さらに幕府が支配役所を通して幕領に私領渡の是非を下問することは、知行割の決定過程において、本来知行割に關与しえない彼らの介入を許す契機ともなる。今後、差障調実施による幕領への影響をも検討することで、所領配置における幕府の専権性、恣意性を半ば前提的に捉えてきた既往の研究を、知行割の制度や運用実態の側面から全面的に見直すことができよう。

研究成果の概要(英文)：This research attempts to clarify the system of allotment of chigyo by the Edo Shogunate in Mid to Late Edo Period. The Edo shogunate had the authority of allotment of chigyo (a right of controlling a domain) as a unified authority in the Edo period. From the middle of the 18th century throughout the Edo period, the Edo shogunate investigated whether there was an obstacle or not for each shogunal territory to change other a feudal lord before allotment. Previous research has not focused on how the officials of the shogunate allotted each territory for feudal lords. Moreover, previous investigation about chigyo by the shogunate is all but unknown in the history of the study. Therefore, this research attempts to clarify the system of allotment of chigyo by the Edo shogunate by using both the record of the Edo shogunate and local historical materials left across the country.

研究分野：近世中後期幕領配置研究

キーワード：幕領 代官 所領配置 支配替 私領渡 民衆運動 領知宛行 知行割

1. 研究開始当初の背景

申請者は、近世期において知行割(幕府が各私領主に所領を割り当てること)は、江戸幕府と大名や旗本等(私領主)の権力関係の基礎をなすものであり、統一権力としての幕府(公儀)と、公儀の権能を分有しつつ、幕府から一定の相対的自律性をもった藩を代表とする個別領主権力とで成り立つ幕藩体制の根幹に位置する問題であるにもかかわらず、知行割がどのように行われていたのかについての実証研究がほとんどないことに鑑み、近世期の所領替についての具体的な実証研究を進めてきた(拙稿「近世中後期における幕領配置政策についての基礎的考察」、『待兼山論叢史学篇』53号、2019年)。その中でも特に幕府による私領渡の可否を問う私領渡差障調が延享期以降、全国の幕領において知行割の事前調査として行われていたことを発見し、幕府知行割の審議過程の中でこの事前調査が活かされていたことは、知行割が公儀の大権として、その専権に属するものとして評価されてきたことと矛盾すると思った。そこで、申請者は、まずは知行割過程にまで遡って近世期の知行割の制度と運用実態の両側面の検討を積み重ねることで、所領配置構造を明らかにすべきであると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、近世中後期の所領配置構造の全容を明らかにするための一斑として、知行割の審議過程の検討と、近世中期より幕府が実施した私領渡差障有無調の検討を中心に、中後期における知行割の過程およびその中で差障調の機能と、幕府の所領配置方針の解明を目的とした。さらに、従来の所領配置に関する検討は、私領主への宛行という側面に関心が向けられてきたが、その宛行地は幕府の直轄領たる幕領が原資となる。従って幕府が私領主に宛行う村(土地と人)を割り当てる知行割は、逆に幕領に残す村を選択する行為(上知の場合は逆)でもあるといえ、その意味では幕府の所領宛行行為は、翻って幕府の幕領配置行為でもある。幕領は徳川家の家領としてだけでなく、国家的機能を担う権力基盤でもあり、その存立基盤をいかに維持、確保するかは幕府にとって最重要事項の一であったことは論を俟たない。そこで、本研究では、幕府が知行割において、幕府のさらには国家的な存立基盤でもあった幕領をいかに維持、確保するかという視点から、幕府の権力構造、ひいては近世国家の権力構造を考えることを目的としている。

3. 研究の方法

本研究では、知行割を行う幕府の審議過程が知れる幕府史料の検討がまず必要になるが、知行割は勘定所が扱う案件の中でも特に機密性が高く、ほとんどが内規であるために、幕府法令などからはほとんど把握できず、加えて、勘定所史料の多くは埋滅しており、差障調も含めた幕領支配の実務を担った代官の史料も一部を除いてまとまって残されていない。これが知行割の検討が大きく遅れていた主要因と考えられる。

そのため、本研究では、幕府史料に加え、藩政文書に残された幕藩交渉記録や大名預所支配に関する史料、代官や勘定所役人を勤めた家の史料(一部の代官役所文書および地方文書の中に残る場合がある)村の所領替反対運動に関する史料、村が提出した私領渡差障有無調の報告書など、幕府史料、藩政文書、地域史料を組み合わせる手法を採った。

4. 研究成果

本研究は、近世中期より幕府が実施した私領渡差障有無調の検討を中心に、中後期における差障調の機能と幕府の所領配置方針の解明を目指したものである。その中でもまずは、近世中後期において行われた所領替のうち、加増・新知渡・村替(城地・陣屋は動かさずに、所領の一部を交換すること)の審議過程、および知行割規則について検討した。その結果、制度の複雑さや機密性の高さ、史料的制約により、一見無規則にみえた知行割は、将軍や幕府役人の個人的判断や好みによる無原則的審査ではなく、規則に従い、幕府役人により行われる厳格な審査に基づいて実施されていたことが明らかとなった(拙稿「知行割をめぐる政治過程と知行割制度 近世中後期を中心に」、『日本歴史』掲載予定、号数未定)。またその宛行地選定過程において有力な判断材料になっていた私領渡差障調(幕領に私領渡をしても差し障りがないか下問する知行割の事前調査)について、制度創設の契機や目的について検討した(投稿済、審査中)。その結果、この制度の創始期である享保改革期の状況から、幕領に優良地を確保する(優良地のむやみな放出をさける)ため幕領の村況を詳細に把握した上で知行割を行う必要があったことが、その創設の背景にあったことが明らかとなってきた。その一方で、家斉時代には、幕藩交渉の中で、その制

度が骨抜きにされ、結果的に私領主に対して幕府に不利な所領替をも行わざるを得なかった状況もあったこともわかった（前掲『日本歴史』）。ただし、幕府自らが代官・預所役所を通して幕領村に私領渡の是非を下問する差障調を実施することは、知行割の決定過程において、本来知行割に關与しえない代官・預所役所のみならず、幕領村の実質的な介入を許す契機ともなりえた。

以上を踏まえて、今後は、所領替に対して度々行われた地域による反対運動（民衆運動）が、この知行割にどのような影響を及ぼしたのかを検討し、幕府の知行割の審議に、どのように地域の運動が影響したか、また、なぜ知行割に地域の運動が影響を及ぼす余地が生まれたのかを検討することが課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 尾崎真理	4. 巻 -
2. 論文標題 知行割をめぐる政治過程と知行割制度 近世中後期を中心に	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 尾崎真理	4. 巻 67
2. 論文標題 幕末期畿内幕領における夫役人足の管理・使役体制	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 尾崎真理	4. 巻 第132編第5号
2. 論文標題 回顧と展望 (幕政)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 尾崎真理	4. 巻 864
2. 論文標題 書評と紹介 村田路人著『近世畿内近国支配論』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 96 - 98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 尾崎真理
2. 発表標題 江戸時代における幕領代官の支配 代官支配の枠組みをめぐって
3. 学会等名 東大阪市歴史講演会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 村田路人, 尾崎真理, 糸川風太, 上田長生, 高浦佳代子, 二宮美鈴, 橋本孝成, 東野将伸, 平田良行, 福田舞子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 大阪大学出版会	5. 総ページ数 660
3. 書名 緒方洪庵全集第五巻 書状（その二） その他文書（附）適塾姓名録	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------